

# 青森県報

第三百八十一号

令和三年  
十一月四日  
(木曜日)

## 目次

### 公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構造政策課) ……  
○右 同……………( 同 ) ……

### 選挙管理委員会

○病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び  
保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホ  
ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…(事 務 局) ……

## 公 告

### 農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項後段の規定により、  
農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関し  
裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第  
一項の規定により公告する。

令和三年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
--------	----	------------

平川市沖館沢田六七の一	畑	二、二〇一
平川市沖館沢田六七の二	畑	一、一六九
平川市沖館沢田六七の三	畑	一七〇
平川市沖館沢田六七の四	畑	一二七

二 申請に係る農地の利用の現況  
耕作の事業に従事する者が不在である。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
平川市沖館沢田六七の一	令和四年三月	年一〇	四五、三三八
平川市沖館沢田六七の二	令和四年三月	年一〇	二三、八二六
平川市沖館沢田六七の三	令和四年三月	年一〇	二、七四一
平川市沖館沢田六七の四	令和四年三月	年一〇	二、〇九五

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年十一月十八日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

- (一) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (二) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (三) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (四) 意見の趣旨及びその理由
- (五) その他参考となるべき事項

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和三年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
平川市沖館西田一七三の二	田	一、四九三

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和四年四月	五年	八五、〇〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年十一月十八日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年十一月四日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

六の表

医療法人誠仁会介護医療院 尾野病院	つがる市木造若竹五
みらい会介護医療院	平川市柏木町藤山三七の五
医療法人清照会湊病院介護 医療院	八戸市大字新井田字松山下野場七の 一五

を

医療法人清照会湊病院介護 医療院	八戸市大字新井田字松山下野場七の 一五
医療法人慈仁会介護医療院 尾野病院	五所川原市金木町朝日山四五三
医療法人誠仁会介護医療院 尾野病院	つがる市木造若竹五
みらい会介護医療院	平川市柏木町藤山三七の五

に改める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一  
番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円